

（神戸高専）認証評価結果について

1. 2021 年度認証評価について

- （1）認証評価受審年度：2021年度
- （2）認証評価機関：独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
- （3）評価結果（抜粋）

【優れた点】

- 創造力・実践力を育む教育方法の工夫として、成長産業技術者教育プログラムやPBL型授業、40 年続く神戸高専英語プレゼンテーションコンテスト等を実施しており、学外のコンテストで受賞するなどの成果を上げている。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

【改善を要する点】

| 改善を要する点                           | 対応  |
|-----------------------------------|-----|
| ○学修単位科目のシラバスに、事前に行う準備学習が記載されていない。 | 対応済 |

**令和 3 年度実施  
高等専門学校機関別認証評価  
評 価 報 告 書**

**神戸市立工業高等専門学校**

令和 4 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目 次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について | i  |
| I 認証評価結果                                  | 1  |
| II 基準ごとの評価                                | 2  |
| 基準 1 教育の内部質保証システム                         | 2  |
| 基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等                      | 5  |
| 基準 3 学習環境及び学生支援等                          | 8  |
| 基準 4 財務基盤及び管理運営                           | 11 |
| 基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法                      | 14 |
| 基準 6 準学士課程の学生の受入れ                         | 17 |
| 基準 7 準学士課程の学習・教育の成果                       | 18 |
| 基準 8 専攻科課程の教育活動の状況                        | 20 |
| <参 考>                                     | 24 |
| i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）        | 25 |
| ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）           | 26 |

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

## 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- （3）評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- （4）高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

## 2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

※ 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、高等専門学校機関別認証評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

|      |                                                      |
|------|------------------------------------------------------|
| 3年7月 | 書面調査の実施                                              |
| 8月   | 評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定） |
| 9月   | 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）                      |
| 10月  | オンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査） |
| 12月  | 評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）                                 |
| 4年1月 | 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ）<br>評価結果（案）を対象高等専門学校に通知   |
| 3月   | 評価委員会の開催（評価結果の確定）                                    |

（注1）評価部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

### 3 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

#### （1）高等専門学校機関別認証評価委員会

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 阿 部 徹    | 岩手県立前沢明峰支援学校教諭／元 盛岡工業高等学校長       |
| 荒 井 幸 代  | 千葉大学教授                           |
| 荒 金 善 裕  | 元 東京都立産業技術高等専門学校長                |
| 有 信 睦 弘  | 広島県立叡啓大学長                        |
| 大 島 ま り  | 東京大学教授                           |
| 萱 島 信 子  | JICA 緒方貞子平和開発研究所顧問               |
| ◎京 谷 美代子 | 元 株式会社FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ |
| 黒 田 孝 春  | 長岡技術科学大学特任教授                     |
| 田 中 英 一  | 名古屋大学名誉教授                        |
| 永 澤 茂    | 長岡技術科学大学教授                       |
| 新 田 保 次  | 元 鈴鹿工業高等専門学校長                    |
| 飛 原 英 治  | 大学改革支援・学位授与機構特任教授                |
| 福 富 洋 志  | 放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授  |
| ◎武 藤 睦 治 | 長岡技術科学大学名誉教授                     |
| 村 田 圭 治  | 近畿大学工業高等専門学校長                    |
| 森 野 数 博  | 前 呉工業高等専門学校長                     |
| 山 口 周    | 大学改革支援・学位授与機構特任教授                |
| 山 本 進 一  | 豊橋技術科学大学理事・副学長                   |
| 和 田 安 弘  | 長岡技術科学大学理事・副学長                   |

※ ◎は委員長、○は副委員長

#### （2）高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 荒 井 幸 代  | 千葉大学教授                          |
| 田 中 英 一  | 名古屋大学名誉教授                       |
| ◎飛 原 英 治 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授               |
| 福 富 洋 志  | 放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授 |
| ○森 野 数 博 | 前 呉工業高等専門学校長                    |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 青 山 晶 子  | 富山高等専門学校教授                      |
| 佐 藤 一 志  | 仙台高等専門学校教授                      |
| ◎田 中 英 一 | 名古屋大学名誉教授                       |
| 中 井 優 一  | 明石工業高等専門学校教授                    |
| 中 野 正 勝  | 東京都立産業技術高等専門学校教授                |
| 榆 井 雅 巳  | 長野工業高等専門学校教授                    |
| 飛 原 英 治  | 大学改革支援・学位授与機構特任教授               |
| ○福 富 洋 志 | 放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授 |
| 南 将 人    | 八戸工業高等専門学校教授                    |
| 向 谷 光 彦  | 香川高等専門学校教授                      |
| 米 田 知 晃  | 福井工業高等専門学校教授                    |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 朝 倉 和    | 広島商船高等専門学校教授      |
| ○荒 井 幸 代 | 千葉大学教授            |
| 伊 東 昌 章  | 沖縄工業高等専門学校教授      |
| 大 庭 勝 久  | 沼津工業高等専門学校教授      |
| 岡 本 修    | 茨城工業高等専門学校教授      |
| 長 岡 史 郎  | 香川高等専門学校教授        |
| 中 村 格    | 鹿児島工業高等専門学校教授     |
| 飛 原 英 治  | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |
| ◎森 野 数 博 | 前 呉工業高等専門学校長      |
| 湯 治 準一郎  | 熊本高等専門学校教授        |
| 米 光 裕    | 和歌山工業高等専門学校教授     |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

|          |                   |
|----------|-------------------|
| ◎荒 金 善 裕 | 元 東京都立産業技術高等専門学校長 |
| ○神 林 克 明 | 公認会計士、税理士         |
| 峯 岸 秀 幸  | 公認会計士、税理士         |
| 飛 原 英 治  | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2)「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

##### (3)「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和3年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

その際、自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）も併せて公表し、その書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所後ろにアスタリスク\*を付しています（一文の全体の場合は句点の後ろ）。

## I 認証評価結果

神戸市立工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点1－1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 創造力・実践力を育む教育方法の工夫として、成長産業技術者教育プログラムやPBL型授業、40年続く神戸高専英語プレゼンテーションコンテスト等を実施しており、学外のコンテストで受賞するなどの成果を上げている。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学修単位科目のシラバスに、事前に行う準備学習が記載されていない。（観点5－2－②）

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における高等専門学校の対応について）

令和3年度においては、学年当初から新型コロナウイルス感染症の影響から、通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったことから、対象校に対してその状況について報告を求めたところ、付録のとおり取り組んでいることが認められた。



## Ⅱ 基準ごとの評価

| 基準 1 教育の内部質保証システム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>評価の視点</p> <p>1-1 【重点評価項目】</p> <p>教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p> <p>1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。</p> <p>1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>観点</p> <p>1-1-1① 【重点評価項目】</p> <p>教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。</p> <p>1-1-1② 【重点評価項目】</p> <p>内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。</p> <p>1-1-1③ 【重点評価項目】</p> <p>学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。</p> <p>1-1-1④ 【重点評価項目】</p> <p>自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。</p> <p>（準学士課程）</p> <p>1-2-1① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>1-2-1② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>1-2-1③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>（専攻科課程）</p> <p>1-2-2④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> |

- 1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

#### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。

重点評価項目である評価の視点 1－1 については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

##### 評価の視点 1－1

当校では、毎年度、自己点検・評価を実施するための方針として「神戸市立工業高等専門学校の自己点検・評価に関する実施方針」を定め、自己点検・評価の実施体制として自己評価委員会を設置している。

「自己評価委員会規程」において、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。毎年度、自己点検・評価を実施しており、その結果を『自己点検評価シート』としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員\*、職員\*、在学生\*、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者\*、就職・進学先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証\*、機関別認証評価\*の結果を踏まえて実施している。

「神戸市立工業高等専門学校の自己点検・評価に関する実施方針」によって、内部質保証に係る体制が明確に規定されている。

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、対応している。

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。\*

これらのことから内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点 1－1 については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

##### 評価の視点 1－2

##### <準学士課程>

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると卒業できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有してい

る。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

#### ＜専攻科課程＞

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると修了できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

これらのことから、準学士課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

### 評価の視点 1－3

学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、定期的に自己評価委員会、入試委員会、運営改善会議で見直しを行う体制を整備している。\*

令和2年度にディプロマ・ポリシーについて見直しを行っており、点検の結果、改定を要しないと判断している。

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

## 基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

## 評価の視点

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

## 観点

- 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
- 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。
- 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

## 【評価結果】

基準2を満たしている。

## （評価結果の根拠・理由）

## 評価の視点2-1

準学士課程には、機械工学科、電気工学科、電子工学科、応用化学科、都市工学科を設置している。学

科の構成は、学校等の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

専攻科課程には、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、都市工学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務委員会、学生に関する事項を審議するために学生委員会、入学試験に関する事項を審議するために入試委員会、専攻科に関する事項を審議するために専攻科運営委員会を設置し、必要な活動\*を行っている。

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

## 評価の視点 2－2

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置していることに加え、博士の学位を有する教員、担当する言語を母国語とする教員、技術資格を有する教員、民間企業等における勤務経験を有する教員、海外経験を有する教員\*を配置している。

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が特定の範囲に著しく偏ることのないように公募する職種を考慮するとともに、教育経歴、実務経験、男女比を配慮している。

また、教員に対して、公募制、教員表彰制度の導入、校長裁量経費等の予算配分\*、ゆとりの時間確保策の導入、サバティカル制度の導入等の措置を講じている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

## 評価の視点 2－3

教員（非常勤教員を除く。）については、神戸市教育委員会の「教育委員会職員の人事評価の実施に関する要領」に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行い、その結果を活用するための体制を整備しており、この体制の下、毎年度、教員評価を行っている。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置を行っている。

非常勤教員については、授業評価アンケートを行っている。

教員（非常勤教員を除く。）の採用\*・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき採用・昇格\*を行っている。

教員の採用に当たっては、「神戸市立工業高等専門学校教員採用基準」に定められた判断方法により、教育歴、実務経験、研究業績を確認している。\*また、模擬授業を実施している。

教員の昇格に当たっては、「神戸市立工業高等専門学校教員昇任推薦基準」、「神戸高専業績評価点算定内規」に定められた判断方法により、教育歴\*、研究実績、校務実績\*、地域貢献活動\*を確認している。

非常勤教員については、「神戸市立工業高等専門学校非常勤講師の任用に関する内規」を定めている。

これらのことから、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされている。

と判断する。

#### 評価の視点 2－4

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制として教務委員会を設置しており、毎年度\*、FDを実施\*している。

令和2年度においては、授業公開（オンデマンド及びリアルタイムのリモート授業）、いじめ、教育表彰講演会（機械実習における学習教材の開発、成長産業技術者教育プログラムによる人材の養成）等のFD学習会を実施している。\*

FDの結果、令和3年度9月度FD学習会後のアンケートでは、「今後の学生指導に役立つか」という設問に対し、約90%の教員が5段階中4以上の回答をするなど、意識改善に繋がっており、教育の質の向上や授業の改善に結びついている。\*

教育支援者（事務職員、技術職員等）を法令に従い適切に配置している。\*

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和2年度においては、BEKOB Eフォーラム、アサーティブコミュニケーション研修、クリティカルシンキング研修等を行っている。\*

また、技術職員の専門技能の向上を図るための取組として、令和3年度に国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という）主催の西日本地域高等専門学校技術職員特別研修会（情報系）に技術職員を参加させている。\*

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

| 基準３ 学習環境及び学生支援等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>評価の視点</p> <p>３－１ 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。</p> <p>３－２ 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>観点</p> <p>３－１－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。</p> <p>３－１－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。</p> <p>３－１－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。</p> <p>３－２－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。</p> <p>３－２－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p> <p>３－２－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。</p> <p>３－２－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p> <p>３－２－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。</p> <p>３－２－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。</p> <p>３－２－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。</p> |

## 【評価結果】

基準３を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

## 評価の視点３－１

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設を設けている。

これらの施設等については、「神戸市立工業高等専門学校安全衛生委員会に関する規程」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、神戸高専安全マニュアルを策定し、安全衛生に係る点検と講習会を兼ねる安全パトロール\*を実施している。また、施設等のバリアフリー化についても配慮している。

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「自己評価委員会規程」に基づき整備しており、把握した結果、女子トイレの改修\*や無線LANの設置\*等の改善を図っている。

ICT環境が、「情報セキュリティ委員会規程」に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育として、学生に対しては授業科目「情報基礎」の中で情報セキュリティについて指導を行い、教職員については情報セキュリティ研修\*を実施している。

ICT環境については、アンケートにより学生及び教職員の活用状況を把握している。\*

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「自己評価委員会規程」に基づき整備しており、把握した結果、無線LAN設置\*等の改善を行っている。

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 81,839 冊（うち、外国書 5,327 冊）、学術雑誌 1,690 種（うち、外国書 1,622 種）、電子ジャーナル 1,568 種（うち、外国書 1,568 種）、視聴覚資料 1,805 点を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理している。

これらの資料を活用するための取組として、図書館利用講習会、開館時間の延長、ブックハンティング、教員推薦図書の展示を行っている。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されており、また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

### 評価の視点 3-2

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生、編入学生、障害のある学生、社会人学生に対して、実施している。

実習工場の利用については、ガイダンスを行っている。\*

図書館の利用については、ガイダンスを行っている。

学生の自主的学習を支援するため、担任による学習支援体制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、ICTを活用した成績確認に関するシステム、外国への留学に関する支援体制等を整備している。これらの支援体制の利用状況は、イングリッシュラウンジ（外国への留学に関する支援体制）の令和2年度の参加実績が15回の合計で114人となっている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、学生意見箱の設置を実施している。

これらの取組のうち、学生意見箱の投書件数は、令和元年度は13件、令和2年度は2件となっている。

編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、編入学生には、入学前の事前学習指導、障害のある学生には、個別に障がい学生支援委員会を立ち上げ\*、個別の事情に応じた必要な備品の整備等の取組を行うなど、必要に応じた支援を行っている。

なお、障害者差別解消法に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等を整備し、学生相談等を実施している。

「神戸市立工業高等専門学校いじめ防止基本方針」等を定め、いじめの防止・早期発見・対処等の体制を整備し、いじめ防止の取組を実施している。\*

また、健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度、実施している。



学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度、緊急時の貸与制度を整備し、授業料の減免等を実施している。

就職や進学等については、進路指導委員会による進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、キャリア教育に関する研修会等\*、進路指導マニュアルの作成、進路指導ガイダンス\*、進路先（企業）訪問\*、進学・就職に関する説明会\*、資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談、海外の教育機関等との交流協定の締結を行っている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、学生委員会による支援体制を整備し、支援を行っている。明確な責任体制の下、部長、顧問教員及び外部コーチの配置、大会に参加する学生の派遣に関する経費の支援等を行っている。

学生寮は整備していない。

これらのことから、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>基準 4 財務基盤及び管理運営</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p><b>評価の視点</b></p> <p>4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。</p> <p>4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p><b>観点</b></p> <p>4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。</p> <p>4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。</p> <p>4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。</p> <p>4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。</p> <p>4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。</p> <p>4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。</p> <p>4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。</p> <p>4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。</p> <p>4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。</p> <p>4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。</p> |

**【評価結果】**

**基準 4 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

**評価の視点 4－1**

当校は、神戸市を設置者とする公立高等専門学校であり、教育研究活動を安定して遂行するための資産である土地及び建物等は、行政財産として神戸市が所有している。

また、運営に関する経費は神戸市の予算で措置されており、当校としての債務はない。これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等による外部資金についても安定した確保に努めている。

神戸市を設置者とする公立高等専門学校であり、毎事業年度の収支予算は、神戸市会の予算特別委員会で審議され、議決・認定され、関係者（教職員等）へ明示している。

神戸市を設置者とする公立高等専門学校であり、毎事業年度の収支予算は、神戸市会の予算特別委員会で審議され、議決・認定され、関係者（教職員等）へ明示している。

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

本校の設置者である神戸市は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル(総務省自治財政局)」に基づき作成した財務書類を作成・市のウェブサイトで公表している。

会計監査については、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、市監査委員による財務に関する事務の執行及び事業の管理についての監査が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

#### 評価の視点 4－2

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、校務運営会議等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和 2 年度においては、校務運営会議を 18 回開催し、教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動\*を行っている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」に基づき整備し、危機管理マニュアル\*等を整備している。これらに基づき、毎年度、全校自衛防災訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、科研費及び公募型研究助成の出願サポートを行っている。平成 28 年度から令和 2 年度の外部資金の受入実績は、5 年間の合計で、科研費 145,813 千円、受託研究 20,302 千円、共同研究 73,528 千円、奨学寄附金 37,534 千円、研究助成 40,095 千円となっている。\*

また、「神戸市立工業高等専門学校における公的研究費の管理・監査の方針」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

外部の教育資源活用のための取組として、神戸研究学園都市大学連絡協議会に参画し、学園都市単位互換講座による単位互換を行っている。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）を「神戸市人材育成基本計画」に基づき、組織的に行っている。令和元年度においては、全国公立高等専門学校協会が実施する若手事務職員協議会、高専機構が実施する全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修等に職員を参加させている。

また、教授等の教員や校長等の執行部については、高専機構が実施する教員研修会（管理職研修会）に参加させている。\*

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

#### 評価の視点 4－3

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況について

の情報を当校ウェブサイトで公表している。\*

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>基準5 準学士課程の教育課程・教育方法</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>評価の視点</p> <p>5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。</p> <p>5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>観点</p> <p>5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。</p> <p>5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。</p> <p>5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。</p> <p>5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p> <p>5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p> <p>5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。</p> |

#### 【評価結果】

基準5を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

##### 評価の視点5－1

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けた科目系統図を作成し、一般科目と専門科目は学年進行とともに専門科目が多くなるくさび型の配置とするなど、授業科目を体系的に配置している。\*

進級に関する規程として、「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」を整備している。

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を確保しているとともに、特別活動を90単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、以下の取組を行っている。

- ・インターンシップによる単位認定

- ・専攻科課程教育との連携\*
- ・外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成\*
- ・最先端の技術に関する教育\*

創造力を育む教育方法の工夫として、都市工学科を除く各学科に、PBL型の授業を導入しており、ある目標に対し、アイデアから設計、製作までを行う授業を行っている。これらの取組の結果、学生が創造力を発揮し、「第16回全国高等専門学校デザインコンペティション（AMデザイン部門）」で最優秀賞（経済産業大臣賞）、優秀賞を受賞するなどの成果を上げている。

実践力を育む教育方法の工夫として、神戸市の「神戸創生戦略」及び「神戸2020ビジョン」に基づき、神戸市の次世代の基幹産業として今後の成長が見込まれる航空宇宙分野、医療福祉分野、ロボット分野の担い手を育成するため、機械工学科、電気工学科、並びに電子工学科の3年次から5年次の学生を対象に、「成長産業技術者教育プログラム」を開講しており、各分野の関連企業からの講師による授業、関連企業での学外実習、見学等を行うほか、各分野に関する卒業研究を行っている。\*令和2年度の履修学生数は、3年次は30人、4年次は34人、5年次は35人となっている。\*

国際対応力を育む教育方法の工夫として、昭和57年度より「神戸高専英語プレゼンテーションコンテスト」を実施しており、優秀者は学外のコンテストに出場している。\*これらの取組の結果、学生が国際対応力を発揮し、「近畿地区高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト」での受賞や、「全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト」へ出場するなどしている。\*

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

## 評価の視点5－2

授業形態の構成割合は、単位数からみて、機械工学科については、講義67.9%、演習17.9%、実験・実習14.3%、電気工学科については、講義74.6%、演習13.0%、実験・実習12.4%、電子工学科については、講義73.4%、演習11.6%、実験・実習15.0%、応用化学科については、講義75.1%、演習10.1%、実験・実習14.8%、都市工学科については、講義74.2%、演習13.4%、実験・実習12.4%となっている。\*

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫\*、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮\*、一般科目と専門科目の連携\*を行っている。

シラバスはウェブサイト上で公開しており、シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名、教育目標等との関係、達成目標、教育方法、教育内容（1授業時間ごとに記載）、成績評価方法・基準、設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目（以下「履修単位科目」という。）か、第4項の規定に基づく授業科目（以下「学修単位科目」という。）かの区別、教科書・参考文献に係る項目を明示している。

教員のシラバスの活用状況を、全教員が全科目について提出する授業自己点検シートにより、把握している。\*

学生のシラバスの活用状況をアンケートにより、把握している。

また、履修単位科目は1単位当たり30時間を確保し、50分の授業を1単位時間、90分の授業は2単位時間としているが、2時間連続の90分とすることにより、出席確認や前回の授業の振り返り等に要する時間を短縮することで、50分に相当する教育内容を確保している。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法を導入している授業科目の履修時間については、授業科目ご

とのシラバスや履修要項等に、授業時間以外の学修等を合わせて 45 時間であることを明示しており、その実質化のための対策として、授業外学習の必要性の周知を図る取組\*、事前学習の徹底\*、事後展開学習の徹底\*、授業外学習の時間の把握\*を行っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

### 評価の視点 5－3

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等\*を行っている。

成績評価や単位認定に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。\*

学習単位科目の授業時間以外の学習についての評価が、シラバス記載通りに行われていることを、宿題やレポート等の課題及び授業アンケートにより、学校として把握している。

追試験、臨時試験\*、再評価、特別再評価の成績評価方法として「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」、「教務必携」\*を定めている。

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却\*、模範解答や採点基準の提示\*、成績分布のガイドラインの設定、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック\*、試験問題のレベルが適切であることのチェック\*を行っている。

学則に修業年限を 5 年と定めている。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、卒業認定基準として「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」を定め、学生に周知し、卒業認定を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 創造力・実践力を育む教育方法の工夫として、成長産業技術者教育プログラムや PBL 型授業、40 年続く神戸高専英語プレゼンテーションコンテスト等を実施しており、学外のコンテストで受賞するなどの成果を上げている。\*

### 【改善を要する点】

- 学修単位科目のシラバスに、事前に行う準備学習が記載されていない。（観点 5－2－②）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準6 準学士課程の学生の受入れ                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>評価の視点</p> <p>6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| <p>観点</p> <p>6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p> <p>6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p> <p>6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p> |

## 【評価結果】

基準6を満たしている。

## （評価結果の根拠・理由）

## 評価の視点6-1

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法\*を定めている。

推薦による選抜においては、調査書、推薦書、面接を総合して、学力検査による選抜においては、学力検査、調査書を総合して、編入学生の選抜においては、学力検査、調査書、面接を総合して可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。\*

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証する体制を「自己評価委員会規程」に基づき整備し、検証結果を基に改善する体制を「入試委員会規程」に基づき整備している。\*

検証の結果、入学者選抜について改善を要しないと判断している。\*

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入試委員会を整備している。

当校における平成29年度から令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。



|                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準7 準学士課程の学習・教育の成果                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>評価の視点</p> <p>7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。</p>                                                                                                                                                                            |
| <p>観点</p> <p>7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。</p> <p>7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。</p> <p>7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。</p> |

## 【評価結果】

基準7を満たしている。

## （評価結果の根拠・理由）

## 評価の視点7-1

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から、把握し、評価を実施している。\*

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「自己評価委員会規程」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

卒業時の学生については、令和2年度に卒業生・修了生学校満足度アンケートを、卒業生については、令和元年度に卒業生・修了生アンケートを、就職先については、令和元年度に企業アンケートを、進学先については、令和3年度に進学先アンケート\*を行っている。

当校における平成28年度から令和2年度の5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は96.9%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

## 【優れた点】

- 準学士課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望

者数)は極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

## 基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

## 評価の視点

- 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。
- 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

## 観点

- 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
- 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
- 8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
- 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

### 【評価結果】

基準 8 を満たしている。

### （評価結果の根拠・理由）

#### 評価の視点 8-1

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

授業形態の構成割合は、単位数からみて、機械システム工学専攻については、講義 66.7%、演習 23.1%、実験・実習 10.3%、電気電子工学専攻については、講義 71.4%、演習 17.1%、実験・実習 11.4%、応用科学専攻については、講義 80.0%、演習 8.6%、実験・実習 11.4%、都市工学専攻については、講義 80.0%、演習 8.6%、実験・実習 11.4%となっている。\*

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、少人数教育\*、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用を行っている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」を定め、学生に周知\*し、各授業科目の成績評価等\*を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。\*

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、授業アンケートにより、学校として把握している。

追試験、臨時試験の成績評価方法として、「教務必携」を定めている。\*

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。\*

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示\*、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック\*、試験問題のレベルが適切であることのチェック\*を行っている。

学則に修業年限を2年と定めている。

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、修了認定基準を学則に定め、学生に周知し、修了認定を行っている。\*

修了認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

## 評価の視点 8－2

入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法\*を定めている。

推薦による選抜においては、面接（口頭試問含む）、書類審査を総合して、学力試験（A方式）による選抜においては、学力検査、面接（口頭試問含む）、調査書を総合して、学力試験（B方式）による選抜においては、学力検査、調査書を総合して、社会人特別選抜においては、学力検査、面接（口頭試問、発表を含む）、調査書を総合して可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。\*

入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証する体制を「自己評価委員会規程」に基づき整備し、検証結果を基に改善する体制を「入試委員会規程」に基づき整備している。\*

検証の結果、平成 29 年度入試より TOE I C スコアの点数換算の変更、平成 30 年度入試より学力選抜の A 方式（専願）と B 方式（併願）の導入、令和 3 年度入試より面接を一般教養と専門の二段階方式への変更等の改善を行っている。\*

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入試委員会を整備している。

当校における平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均から、応用化学専攻については 1.45 倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に超える状況になっているものの、実入学者数の改善を図るため、平成 30 年度入試より学力選抜の A 方式（専願）と B 方式（併願）を導入する取組\*が行われている。また、超過の実人数や教員数との割合から判断して、教育・研究設備や研究指導に支障が生じていない。\*

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）に沿って適切に運用されており、入学状況は適正であると判断する。

## 評価の視点 8－3

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、把握し、評価を実施している。\*

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「自己評価委員会規程」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生\*、修了生、進路先関係者等からの意見聴取を実施している。

修了時の学生については、各授業科目の授業アンケートにおける達成度評価の集計\*、修了生については、令和元年度に卒業生・修了生アンケートを、就職先については、令和元年度に企業アンケートを、進学先については、令和 3 年度に進学先アンケートを行っている。

当校における平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は 100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は 98.4%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の修了生の学位取得率の平均は 100%であり、学位取得者数は 177 人とな

っている。\*

これらのことから、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 専攻科課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。\*

## <参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）高等専門学校名 神戸市立工業高等専門学校

（２）所在地 〒651-2194 兵庫県神戸市西区学園東町8-3

（３）学科等の構成

準学士課程： 機械工学科（2クラス）、電気工学科、電子工学科、応用化学科、都市工学科

専攻科課程： 機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、都市工学専攻

（４）認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科

（専攻名：機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、都市工学専攻）

J A B E E 認定プログラム

（専攻名：都市工学専攻「都市工学プログラム」）

（５）学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数：1257人

教員数：専任教員96人

助手数：0人

2 特徴

【沿革】

神戸市立工業高等専門学校（以下本校という。）は、昭和38年4月に「神戸市立六甲工業高等専門学校」として設置され、昭和41年4月に校名を現在の「神戸市立工業高等専門学校」に変更した。開校当時は機械工学科（2クラス）、電気工学科（2クラス）、工業化学科、土木工学科の4学科6クラス体制であったが、時代の要請の応えるべく、昭和63年4月に「電子工学科」を新設（電気工学科から分科）、平成2年4月に「工業化学科」を「応用化学科」に科名変更、機械工学科に「設計システムコース」と「システム制御コース」の2コース制（3年次から）を導入、平成6年4月に「土木工学科」を「都市工学科」に科名変更した。令和2年4月に機械工学科の2つのコースを「ロボティクス・デザインコース」と「エネルギー・システムコース」の2コース制（4年次から）に改編した。また、平成10年4月に電気電子工学専攻、応用化学専攻を有する専攻科が設置され、平成12年4月に専攻科に機械システム工学専攻、都市工学専攻が追加され、現在の4専攻体制となった。

【教育体制】

本校では、1学科コース制や1専攻コース制ではなく、準学士課程の各学科の上にそれぞれの専攻が設置される編成としており、それぞれの学科・専攻の特色を明確にすることで、準学士課程の早期技術者教育と専攻科課程における開発型技術者教育の効果をより引き出せる学科・専攻体制としているところが特徴である。

本校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること、並びにその教育、研究機能を活用して国際港都神戸の産業及び文化の発展向上に寄与する」ことを使命とし、各学科・専攻の目的に沿って準学士課程では実践的技術者教育を、専攻科課程では準学士課程で培った知識・教養をもとに開発型技術者教育を提供する体制となっている。また、学科・専攻の横断的な教育体制として以下のような教育



プログラム等を提供している。

#### ○成長産業技術者教育プログラム

神戸創生戦略・神戸 2020 ビジョンで掲げられている戦略産業の中の「航空・宇宙」、「医療・福祉」、「ロボット」の3つの分野の担い手となる技術者を育成するため、平成 29 年度より 3つの分野に関する成長産業技術者教育プログラムを設置した。対象学科は、機械工学科、電気工学科、電子工学科の3年生から5年生までの3年間の教育プログラムとなっており、所属する学科の専門知識に加え、各分野の素養を身に着けた実践的技術者の育成を行っている。

#### ○防災・減災入門

平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災の被災地にある本校だからこそ、今後起こりうるであろう災害等に対して的確に対処できる基礎知識を身につけた技術者を育成することを目的として、全学科の1年生から3年生の3年間の特別活動（30 単位時間以上）として「防災・減災入門」を実施している。防災・減災に関する講義、震災関連の施設見学、救急救命士資格取得など行い、防災・減災に関する知識と意識を持った技術者の育成を行っている。

#### ○単位互換講座

神戸研究学園都市大学交流推進協議会に加盟する 5 大学 1 高専で単位互換講座を実施している。本校の専攻科生が他大学の授業科目を履修し、取得した単位を本校専攻科の単位として認定するようにしており、分野の異なる科目の履修をすることで幅広い教養を身につけた技術者の育成を行っている。

（加盟大学：兵庫県立大学、神戸市外国語大学、神戸市看護大学、神戸芸術工科大学、流通科学大学）

#### 【教育課程】

本校では、正課教育と正課外教育によって、実践的技術者の育成を行っている。

正課教育は、低学年では一般教養科目が多く、高学年では専門科目が多くなるくさび形のカリキュラム編成となっており、基礎学力と専門知識の向上を図っている。また、実験実習を重視しており、少人数の実施により実践的な技術の習得ができるようにしている。

正課外教育では、学校行事および課外活動等を通じて、協調性やコミュニケーション能力の養成ならびに組織・チームにおける団体活動や共同作業の経験を積ませるようにしている。本校の運動部の活動は活発で、平成 30 年に（社）全国高等専門学校体育協会と（一社）全国高等専門学校連合会が発行された「高専体育大会五十年の歩み」の中で各高専の全国体育大会での成績をポイント化して集計した結果が発表されており、本校は全国 1 位となっている。

#### ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

##### 【目的】

神戸市立工業高等専門学校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定める高等専門学校として、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること、並びにその教育，研究機能を活用して国際港都神戸の産業及び文化の発展向上に寄与することを使命とする。

（神戸市立工業高等専門学校学則 第 1 条）

【教育方針】

- 人間性豊かな教育
  - 基礎学力の充実と深い専門性を培う教育
  - 国際性を育てる教育
- (神戸市立工業高等専門学校 学生便覧)

【養成すべき人材像】

- 準学士課程  
健康な心身と豊かな教養のもと、工学に関する基礎的な知識を身につけると同時に、創造性も合わせ持つ、国際性と問題解決能力を有する実践的技術者を養成する。
  - 専攻科課程  
専門分野の知識・能力を持つとともに他分野の知識も有し、培われた一般教養のもとに、柔軟で複合的視点に立った思考ができ、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成する。
- (神戸市立工業高等専門学校 学生便覧)

【学習・教育目標】

- A：工学に関する基礎知識を身につける
  - B：コミュニケーションの基礎的能力を身につける
  - C：複合的な視点で問題を解決する基礎的能力や実践力を身につける
  - D：地球的視点と技術者倫理を身につける
- (具体的な目標等については、学生便覧や本校 web ページに掲載)